

知多市議会規程第4号

知多市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年知多市議会規程第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月26日

知多市議会議長 伊 藤 清一郎

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年3月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の知多市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の知多市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 (略) 第1号から第5号まで (略) (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する加入者等記号・番号等 (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する組合員等記号・番号等 (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する被保険者記号・番号等 (9) (略) (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号 (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する組合員等記号・番号等 第12号及び第13号 (略)	(個人識別符号) 第3条 (略) 第1号から第5号まで (略) (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>加入者等記号・番号 (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号 (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者記号・番号 (9) (略) (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号 (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>組合員等記号・番号 第12号及び第13号 (略)

改正後	改正前
(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する被保険者番号等 第15号から第17号まで （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>掲げる</u>事項を通知しなければならない。 第1号から第5号まで （略） （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第8条 （略） 第2項から第7項まで （略） 8 （略） (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報フ	(14) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び</u>被保険者番号 第15号から第17号まで （略） （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第5条 （略） 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に<u>定める</u>事項を通知しなければならない。 第1号から第5号まで （略） （個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第8条 （略） 第2項から第7項まで （略） 8 （略） (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを

改正後	改正前
ファイルを含む。) ア及びイ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項</u>を記録するもの 9 (略) (開示請求等における本人確認手続等) 第9条 (略) (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7	含む。) ア及びイ (略) (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項</u>を記録するもの 9 (略) (開示請求等における本人確認手続等) 第9条 (略) (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国

改正後	改正前
条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 第2項から第5項まで (略) (開示決定の際に通知すべき事項) 第10条 (略) 第2号様式 (略) ☐ 運転免許証 (削る) (略) 第15号様式 (略) ☐ 運転免許証 (削る) (略)	管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの (2) (略) 第2項から第5項まで (略) (開示決定等の通知) 第10条 (略) 第2号様式 (略) ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> (略) 第15号様式 (略) ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> (略)

改正後	改正前
第 2 2 号様式 (略) ☐ 運転免許証 (削る) (略)	第 2 2 号様式 (略) ☐ 運転免許証 ☐ <u>健康保険被保険者証</u> (略)